

鳥取県告示第 253 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第18工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博